

# H.O.G.横浜みなとみらいチャプター会則

2015年 1月改定

## 総則

ハーレーオーナーズグループ<以下 H.O.G.>はハーレーダビッドソン社が運営する国際的な組織です。

ハーレーダビッドソンに関する様々な特典をハーレーライダーに提供し、ハーレーダビッドソン社のディーラーとライダーのきずなを深めるために設立されました。

日本においてはH.O.G.日本事務局が運営管理を行っています。

H.O.G.チャプター<支部>はメンバーのために様々な催し物を企画運営します。

H.O.G.横浜みなとみらいチャプターは、H.O.G.のメンバーであるハーレーライダーつまりメンバー自身が運営・管理し、ハーレーダビッドソン正規販売網であるハーレーダビッドソン横浜が後援します。

H.O.G.横浜みなとみらいチャプターの運営・管理を円滑にするためにメンバーは以下の会則を厳守する事。

なお、この会則に記載のない事項はチャプター憲章に準じます。

## 第一条 事務局

本会の事務局はハーレーダビッドソン横浜に置く。

## 第二条 目的

H.O.G 横浜みなとみらいチャプターの目的は、メンバーの相互の親睦をはかり様々なイベントを通じて楽しいハーレーライフを提供することとする。

## 第三条 入会資格

みなとみらいチャプターのへの入会資格は、ハーレーダビッドソンの現オーナーでH.O.G.日本事務局に加入済みのハーレーライダーに限定する。

## 第四条 会費

年会費は3,000円とし、如何なる場合も年会費の払い戻しは行わない。

## 第五条 入会手続き

新規に入会する場合、ハーレーダビッドソン横浜に年会費3,000円と申込書を提出する。(会計年度は1月～12月とする。)なお、入会時にH.O.G.横浜みなとみらいチャプターのワッペン(大)を購入すること。

## 第六条 ツーリングへの参加

ツーリングに参加する場合は、原則として任意保険の加入及びチャプターワッペンのついているジャンパーやベストを着用し、団体行動におけるマナーを守り、危険な走行などメンバーに迷惑をかけるような行動はしないこと。

## 第七条 責任

H.O.G 横浜みなとみらいチャプターは H.O.G.日本事務局に認可された組織ですが、H.O.G 横浜みなとみらいチャプターにおけるイベント等は、H.O.G 横浜みなとみらいチャプター責任のもとで運営されるものです。

メンバーは各自の責任において活動に参加するものとし、活動中におけるいかなる事故や物品の紛失等に関し、H.O.G 横浜みなとみらいチャプター及びハーレーダビッドソン横浜に対して不服を申し立てることはできない。

## 第八条 役員

H.O.G 横浜みなとみらいチャプターに次の役員をおく。

ディレクター、アシスタントディレクター、トレジャラー・セクレタリー、ロードキャプテン、アシスタントロードキャプテン、その他必要に応じて役員をおくことができる。なお、役員任期は1年とし次期役員は役員会で改選するものとする。

役員資格においては、原則としてハーレーダビッドソン横浜またはU-メディアグループにてハーレーダビッドソンを購入した現オーナーに限る。

## 第九条 チャプターミーティング

原則、毎月1回実施する。

チャプターミーティングは H.O.G 横浜みなとみらいチャプターメンバーであれば参加可能である。

## 第十条 役員会

会則の変更・役員改選など重要な決議事項がある場合、会長の指示により役員会を開催するものとする。議決に関しては参加者の6割の承認をもって決定し、役員会開催時に都合によって参加できない役員は決定を役員会に委任したものとする。

## 第十一条 補填

役員はチャプターツーリングに関して必要と判断した場合、会員の安全確保を目的とした下見を実施する。費用は実費精算とし30,000円/回まで会費より支出する。

## 第十二条 弔意規定

在籍メンバー死亡の場合、弔慰金の支出を認める。金額は5,000円とする。

香典返し等は、礼を失しない範囲で辞退する。

## 第十三条 退会

H.O.G 横浜みなとみらいチャプター役員会及びハーレーダビッドソン横浜がメンバーとして適格でないと判断した場合は、強制的に退会をさせることができる。

## その他

会員外（ビジター）の者が H.O.G 横浜みなとみらいチャプター主催のツーリングに参加する場合は、参加費として1,000円を徴収することとする。

会員が H.O.G 公認の「走りの殿堂」入りした場合は、記念品を贈呈する。記念品は役員会で都度決定する。

以 上